

## 尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言に対する取組状況等について

### I 市行政組織のあり方について

#### 生活課題の解決に向けたコーディネーション機能(提言P3)

本庁に必要と考えられる機能	取組状況		課題や懸案事項
① 生活課題の解決に資する各分野(保健・医療、福祉・介護、自治・消防・防犯、社会教育)の制度、施策の共有及び評価と政策立案、そのための部局間の調整	構築済	令和4年4月に本庁に設置した重層的支援推進担当課が事務局となり、令和4年11月に各分野の制度や施策の共有、重層的支援推進事業の評価等を目的とした、重層的支援推進会議(別紙1)を設置した。	
② 南部・北部保健福祉センター及び子どもの育ち支援センター(いくあい)、地域振興センターの事業実施状況把握及び各センターの効率・効果的な事業推進に必要な情報や施策等の共有、施策実施に向けた調整	構築済	重層的支援推進担当課の基幹包括化推進員を中心に、南北保健福祉センターの包括化推進員(福祉相談支援課職員)、地域振興センターのエリアマネジャー(地域振興センター所長)が連携し、事業推進に必要な情報の共有、施策の実施を推進することを定めた尼崎市重層的支援推進事業実施要綱を制定した。	・重層的支援推進担当課を中心に各部局間の円滑な協働調整を可能とするためには、各部局が主体的に関わる意識醸成を図る必要がある。 ・各分野の基幹的役割をもつ担当課や、要対協、高齢者の個別ケア会議等の既存の会議体との役割の整理が十分に行われていないため、それぞれの分野で対応すべきケースも重層的支援推進担当課(多機関協働事業)につながり、つなぎ戻し等を含む調整の負担が生じている。
③ 生活課題の解決に資する民間事業・活動の情報共有及び活動促進に向けた環境整備	構築済	重層的支援推進事業における地域づくり事業に位置付けられる各分野・施策の情報共有を行い、一体的な取組を推進するため、重層的支援推進会議に地域づくり事業の所管課で構成する地域づくり連携会議を設置した。	
④ ①～③における成功事例の周知、要検討事例の部局間での協議	構築済	重層的支援推進会議において、支援会議において調整した個別支援事例の成果と課題について共有するとともに、課題の解決に向けて協議を進めた。	
地域振興センターに必要と考えられる機能	取組状況		課題や懸案事項
⑤ 地域の総合相談窓口として市民の生活課題の把握や課題整理、関係機関等との協働の調整	構築済		引き続き、地域振興センター職員が課題を抱え潜在化する市民を把握するための研修等の実施が必要となる。 また、市社協の地域福祉推進計画においては、市社協と地域課が協働して「なんでも相談窓口」を設置することとなっているが、市民への周知が必要となる。
⑥ 社会福祉法人社会福祉協議会、自治組織、NPO、社会福祉法人等の社会活動組織等の地域での活動状況の把握及び生活課題の情報集約と地域の生活課題の明確化		重層的支援推進事業実施要綱において、地域振興センター所長を地域における市民の生活課題の把握や地域のネットワークの構築等を行うエリアマネジャーとして位置付けるとともに、令和4年7月に、尼崎市社会福祉協議会と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定を締結し、地域振興センターと市社協との情報共有による総合相談窓口や地域づくりを進める体制を整備した。	地域振興センターでは、保健福祉センターや民生児童委員、福祉事業所等の福祉に係る支援関係者等との関係構築が課題となっている。また、地域振興センターが把握するごみ屋敷等の生活課題の集約状況を把握するための仕組みの構築が必要となる。
⑦ 地域の学校、警察、消防等の社会インフラや企業との連携			個別の相談支援や地域づくり等を進めるために、地域振興センターにおける社会インフラや企業との連携状況の把握と具体的な連携方策の検討が必要となる。
⑧ 生活課題に対応する上で不足する社会資源の開発			・重層的支援推進担当課において、生活課題に対応した社会資源の開発に向けて地域振興センターとの連携強化が課題となっている。 (個別性の高い支援ニーズにより地域において孤立状態にあるケースを受け入れてもらえる地域の居場所の開発等)

## II 重層的支援体制について

### II-1 基幹的機能による包括的な相談支援体制の構築(提言P6)

基幹的機能イメージ		取組状況	課題や懸案事項
①	相談機能:様々な相談を包括的に受け止め、必要に応じてアウトリーチを行うことにより、課題が深刻化する前の早期把握と早期支援につなげる機能	取組中  ・基幹包括化推進員等を地区担当制にすることで、小学校区ごとに配置している地域振興センターの地域担当職員と連携しやすい体制を構築し、地域課からの相談による早期把握のしやすい体制を構築した。 ・複雑・複合化した課題の解決に向けて、支援会議等を通じて各支援機関の役割分担等による伴走支援を進めるとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチ等を行い、早期支援に向けたアプローチを行うために令和4年7月よりひきこもり等支援事業を実施している。	相談支援機関の支援の行き詰まり感からつながる事例が多く、地域で潜在化する課題が早期把握され支援につながった事例は少ない。
②	支援調整機能:関係部局等の情報の集約、支援機関等をつなぐネットワークの形成、チームによる支援体制の編成役割や支援の方向性を整理するコーディネート機能	取組中  ・令和4年4月に配置した重層的支援推進担当課の基幹包括化推進員を中心に、南北保健福祉センターの包括化推進員や各地域振興センターのエリアマネジャーと連携し、必要な情報の集約やコーディネート等を行う体制を構築した。 ・支援会議では、席配置やホワイトボード、Web会議システムの活用などの工夫により、多様な構成員が参加しやすく、チーム意識が醸成される環境づくりに取り組んでいる。	・南北保健福祉センターの人員体制が厳しい中で、司法や動物愛護センター等との連携により早期把握された相談事例の早期支援の検討に対して、センター内での協働調整が難しい事例が生じている。 ・支援会議では各支援機関からの積極的な役割分担の提案がないため、支援プランの作成が困難となっている。
③	権利擁護機能:当事者の声に寄り添い、必要に応じて措置等の権限を使い、解決につなげることのできる機能	取組中  ・成年後見等支援センター運営委員会に重層的支援推進担当課も参画し、連携強化に取り組んでいる。 ・令和4年度に成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、成年後見制度利用までの期間短縮等に取組むとともに支援者の負担軽減を図っている。	権利擁護機能の充実の指標となる成年後見制度利用までの期間短縮等の効果検証が課題となっている。
④	人材育成機能:【提言II-3】を参照		
⑤	情報共有機能:【提言II-4】を参照		
⑥	ネットワーク機能:福祉課題等を市行政内外の専門機関等が共有し、課題解決に向けて協議するネットワーク構築	取組中  ・府内外の専門機関等との連携を進めるために、①保健福祉センターやくしあの部課長会やSSW連絡会、②在宅医療介護連携協議会や地域包括支援センター連絡会、相談支援連絡会、ケアマネ協会、医師会等の会議において事業説明及び協力依頼を行った。 ・課題解決の困難な相談事例に対する支援のスーパーバイズや評価等を行うために、医師や弁護士等の専門職や専門支援機関で構成する、(仮)重層的推進事業運営協議会の設置に向けて検討を行っている。	・会議体が増えることで支援者の負担とならないよう、各分野の連携のための会議体との整理が必要。 ・(仮)重層的推進事業運営協議会が効果的に機能するための構成員の検討が必要となる。
※	福祉部局に限定しない住宅、教育等の行政内部のあらゆる部局からの支援体制の構築	取組中  ・相談支援における庁内連携や早期把握等について協議を行うために、重層的支援推進会議の中に、課題を抱えた市民に接する機会の多い窓口担当課や住宅、労働部局等を構成員とする包括的相談支援連携会議を設置した。 ・市営住宅を活用した居住支援団体のネットワーク「リーフル」の会議体に参画するなど、各団体との連携に向けた協議を行った。	住宅や税、国保等、潜在的な支援ニーズを抱えた対象者と接する機会の多い庁内関係窓口との連携のためのルール化等を構築する必要がある。
※	多機関と連携して解決に取り組む意識の醸成及び連携ルール等を定めたガイドラインの作成・周知	取組中  ・複雑・複合化した相談を他の機関へつなぐ際の「うけとめ・つなげるシート」や「複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー」を作成し、地域振興センターや保健福祉センター職員への研修を実施した。 ・多機関連携の意識醸成を図るために、地域振興センターや保健福祉センター等の地区担当者を対象とした超高齢化社会体験ゲーム「コミュニケーションコーピング」を活用したチームビルディング研修を実施した。 ・支援会議のグランドルールを定め、会議構成員に周知することで、チームアプローチ意識の醸成を図っている。	事業実施要綱は整備したもの、担当者レベルでの理解は十分ではないことで、必要な情報共有が行われないなど、調整が難航する事例もある。

II-2 地域住民・支援機関等のネットワークを支える体制づくり(提言P6)

取り組み内容		取組状況		課題や懸案事項
① 住民主体の見守りや安心できる居場所の構築等を促進するために、生活課題の気づきや行動を促す生涯学習施策と連携した福祉教育の推進	取組中	地域における福祉教育の推進に向け、まちづくり部局と福祉部局が連携して取り組むため、地域振興センターごとに地域担当職員や市社協むすぶグループ等を対象とした超高齢化社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」を活用したチームビルディング研修を実施し、地域において支援ニーズの抱え潜在化する市民の存在や、そうした市民の支援ニーズに対応するための地域づくりの必要性についての意識醸成を図った。		個別支援から必要となる地域課題を整理し、地域振興センターと連携して地域において必要となる福祉学習をこれまで以上に推進していく必要がある。
② 地域住民主体の生活課題の解決に向けて、市の縦割りの施策をつなぎ、各分野の支援機関のネットワークを最大限に活かして受け止めることのできる体制の構築	構築済	地域振興センター所長をエリアマネジャーと位置づけ、地域で早期把握された困りごとを地域でうけとめる体制を構築するとともに、包括化推進員や基幹包括化推進員との協働調整により、必要な支援につなげる体制を構築した。  ・市社協を中心に設置した多様な活動主体が協働するためのプラットフォームである各地区的地域福祉ネットワーク会議において、今後、分野や属性を問わない地域づくりをこれまで以上に促進するため、地域福祉ネットワーク会議連絡会(令和4年12月実施)において、梅谷教授を招いて地域共生社会の考え方について講演いただき、多分野協働による地域づくりについて考える契機とした。 ・また、高齢者支援の個別ケア会議と地域福祉ネットワーク会議との関連について整理を進めた。		・南北保健福祉センターの人員体制が厳しい中で、地域振興センターや司法関係機関、動物愛護センター等との連携により相談事例の掘り起こしにつながることで、センター内での協働調整が難しい事例が生じている。 ・特に、将来の支援ニーズに対する予防的な支援策を検討する際に、現在、支援に携わっていない支援機関の主体的な協力を得ることが難しい場合がある。  地域福祉ネットワーク会議では地区ごとに特色ある取組が進んでいるものの、介護保険制度の協議体を母体として設置したため、構成員には高齢者支援の関係者も多く、高齢者支援の視点での地域づくりが中心となっている。今後、多様な活動主体が協働するための地域づくりのプラットフォームとして機能するためにも、構成員や運営について検討が必要となる。
③ 身近な地域において解決困難な課題やそれに対応する社会資源を集約し、協議・検討を行うことのできる多様な活動主体が協働するためのプラットフォームの構築	取組中	地域振興センターが把握した地域住民等からの相談内容について、重層的支援推進担当や保健福祉センター等の支援機関と連携し、解決につなげるための「複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー」等を作成し、バックアップ体制を構築した。		地域振興センターからの相談を受け止める仕組みは構築したものの、地域振興センターからの地域で潜在化する課題の早期把握により、支援につながった事例は少ない。
⑤ 分野・対象者で異なる相談や個別支援、地域づくりにおけるエリア間の調整	取組中	・個別支援においては、支援会議を通じて、エリアに関わらず必要な支援関係者の調整を進めている。		・地域づくりにおいては障害分野において支援機関が偏在するなど、地域において異なる社会資源の調整が課題となっている。
⑥ 6地区ごとの特性と社会資源などの格差への配慮	取組中			

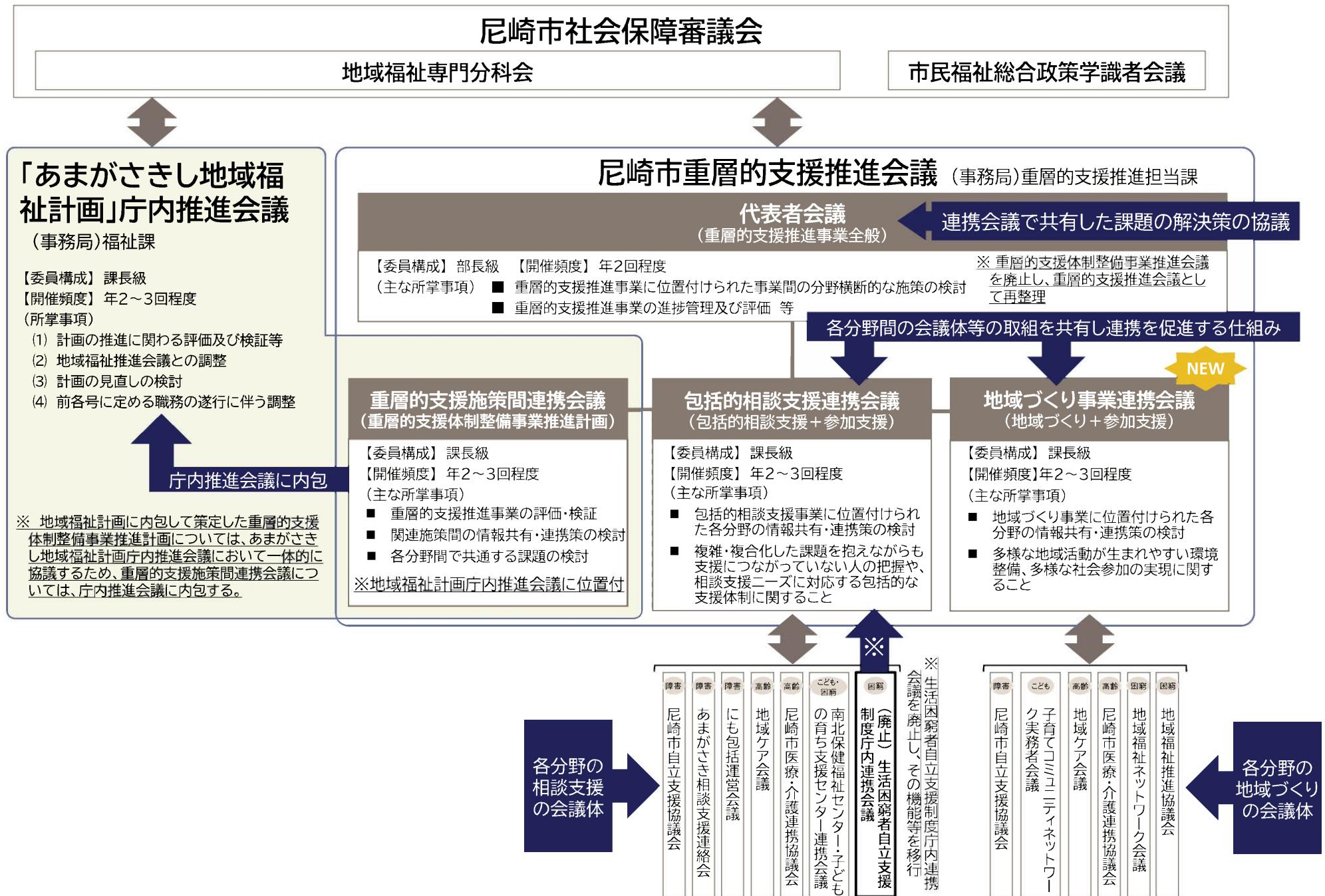
II-3 包括的な相談支援体制を支える人材の育成(提言P7)

取り組み内容		取組状況	課題や懸案事項
① 分野ごとの違いを学ぶためのソーシャルワーク研修や専門性ごとに必要となるスーパーバイズやコーディネートスキル、ファシリテーションスキル、地域との対話や協働を学ぶための研修の継続実施	取組中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の中心となる福祉専門職を対象として、南北保健福祉センター内の連携を即するための勉強会等を企画・実施し、包括的な相談に対応できる人材の育成に継続的に取り組んでいる。</li> <li>・R4年度は、基幹包括化推進員、包括化推進員、地域課、市社協を対象として、重層的支援推進事業の理解や、複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために必要となる知識・技能を習得するための国の重層的支援体制構築人材養成研修を受講した。</li> <li>・基幹包括化推進員のファシリテーションスキルの向上や支援策や社会資源の共有を図るために、重層的支援推進担当課内での模擬支援会議や個別ケースの進捗会議の定期開催に取り組んでいる。</li> </ul>	ソーシャルワーカーの不足が懸念される中で、各相談支援機関の職員を対象とした研修の充実が必要となる。
② 支援機関の協働意識や複合課題の気づき、支援スキルを高めることを目的として、様々な分野の支援関係者によるアセスメントを重視した事例検討を行う仕組みづくり	取組中	重層的支援推進担当の実施する支援者サポート会議においては、アセスメントを重視した会議運営を行い、複合課題への気付きや支援スキル向上に取り組んでいる。	支援者サポート会議の参加機会のない支援関係者に対する事例検討を行う研修機会の提供が必要となる。
③ 包括的な相談支援を行う専門職を育成するためのキャリアパスの形成・提供	検討段階	人事課と健康福祉局企画管理課が中心となり、福祉職採用職員の意見を踏まえながら福祉職の人事育成計画やキャリアパスの検討を行っていく。	特に、包括化推進員や基幹包括化推進員には各分野の制度・施策の知識や協働調整の能力が求められることから、そうした能力形成を意識した福祉職採用職員に対するキャリアラダーが必要となる。

II-4 包括的な相談支援を支える情報共有の仕組みづくり(提言P7)

取り組み内容		取組状況	課題や懸案事項
① 本人同意を不要とする支援関係者との情報共有の仕組みの活用等による情報共有のルール化(社会福祉法等に新たに位置づけられた「支援会議」等の活用を想定)	取組中	<p>本人同意のない対象者の支援について関係者間で情報共有等を行うために、重層的支援推進担当課が社会福祉法106条による支援会議を主催し、会議構成員に対して守秘義務の誓約書の記載や、共通の規範「グランドルール」を徹底することで、支援関係者が情報共有しやすい仕組みづくりを進めている。 (11月末時点で支援会議を計16回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援会議と要対協や地域ケア個別会議等の各分野での会議体との役割分担や対象者像についての整理が必要となる。</li> <li>・支援会議の開催については、支援機関等の調整等負担が大きいため、支援会議によらない効率的な情報共有の仕組づくりが課題となっている。</li> </ul>
② 支援機関間での迅速かつ円滑な支援情報の情報共有を図るためのICT環境の整備とともに、レセプトデータや介護保険データの分析を通じた重症化予防のアプローチの検討	検討段階	R5年度向けに国からシステムの仕様等が発出される予定であり、重層的支援推進担当課を中心に行われる予定である。重層的支援推進担当課を中心に情報共有の円滑化等を目的としたシステム導入に向けて府内調整等を進めている。 なお、データ分析による重症化予防のアプローチについては、今後相談につながった事例の検証を行う中で、必要性も含め検討を行っていく。	セルフケグレクトや病識の欠如等により早急な受診や投薬が必要と考えられる対象者について、65歳以上であれば尼崎包括支援ドクター(通称:あま☆ドクター)を活用したアウトリーチが可能であるが、65歳未満の対象者についてはアウトリーチの制度がなく(精神科アウトリーチを除く)、医療へのつなぎが難しい。
③ 各分野の相談支援機関における様式の統一化、情報の共有・アクセス・更新のルールづくり	取組中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の支援関係機関間で相談を他の機関につなげる際の情報共有の共通様式として「うけとめ・つなげるシート」や連携フローを作成しルール化を図った。</li> <li>・また、支援記録の共有化を図るためのシステム導入の検討を行った。</li> </ul>	既存の相談支援機関ごとに様式や情報共有等がルール化されている中で、府外の相談支援機関との情報共有のルール化等の検討が必要となる。
④ 支援対象者や世帯のライフステージに沿った支援に必要となる個人情報の集約と活用	未着手		

# 尼崎市重層的支援推進会議の構成イメージ





代表者会議委員名簿及び関係所管課(令和4年度)

代表者会議構成メンバー		【備考】尼崎市重層的支援推進事業実施要綱に位置付けられている所管課					
No	所管部						
1	総合政策局協働部長						
2	総合政策局文化・人権担当部長	ダイバーシティ 推進課	地域総合センター担当				
3	総合政策局中央地域振興センター所長	中央地域課					
4	総合政策局小田地域振興センター所長	小田地域課					
5	総合政策局大庄地域振興センター所長	大庄地域課					
6	総合政策局立花地域振興センター所長	立花地域課					
7	総合政策局武庫地域振興センター所長	武庫地域課					
8	総合政策局園田地域振興センター所長	園田地域課					
9	健康福祉局福祉部長	重層的支援推進担当	包括支援担当				
10	健康福祉局法人指導・障害福祉担当部長	障害福祉課					
11	健康福祉局北部保健福祉センター所長	北部保健福祉 管理課	北部保護第1 担当	北部保護第2 担当	北部福祉相談 支援課	北部障害者支 援課	北部地域保健 課
12	健康福祉局南部保健福祉センター所長	南部保健福祉 管理課	南部保護第1 担当	南部保護第2 担当	南部福祉相談 支援課	南部障害者支 援課	南部地域保健 課
13	こども青少年局こども福祉課長						
14	こども青少年局こども青少年部長	こども青少年課	こどもの人権擁 護担当				
15	こども青少年局子どもの育ち支援センター所長	いくしあ推進課	こども相談支援 課				

## 連携会議委員名簿及び関係所管事務(令和4年度)

(参考)

連携会議構成メンバー		各会議の構成メンバー			【備考】関係所管事務	地域福祉計画	困難連携会議
No	所管課	施策間連携 (要綱第6条)	包括的相談 (要綱第7条)	地域づくり (要綱第8条)			
1	危機管理安全局危機管理安全部災害対策課長	●			地域の防災力の向上等	●	
2	危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長	●	●		消費生活行政、犯罪被害者支援	●	●
3	総合政策局政策部都市政策課長	●			総合計画及び総合戦略	●	
4	総合政策局政策部政策推進課長	●			行財政運営にかかる基本方針等	●	
5	総合政策局協働部協働推進課長	●	●	●	コミュニケーション推進、市民運動、地縁団体、社協	●	
6	総合政策局協働部生涯・学習！推進課長	●		●	自治のまちづくりの推進に係る施策の企画、地域担当職員向け研修の実施	●	
7	総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課長	●	●		人権文化いきづくまちづくり計画、配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画、男女共同参画計画、外国人総合相談窓口	●	●
8	総合政策局地域振興センター地域課長(南部)	●	●	●	地域づくり		
9	総合政策局地域振興センター地域課長(北部)	●	●	●	地域づくり		
10	資産統括局税務管理部納税課長		●		納付相談からのつなぎ		●
11	(総務局市民サービス部窓口サービス推進担当課長)		●		市民相談からのつなぎ		●
12	総務局市民サービス部国保年金課長		●		納付相談からのつなぎ		●
13	健康福祉局福祉部長	●	●	●	<座長>	●	
14	健康福祉局福祉部福祉課長	●			あまがさきし地域福祉計画	●	●
15	健康福祉局福祉部重層の支援推進担当課長	●	●	●	重層的支援推進事業、災害時要援護者支援事業の推進等		
16	健康福祉局福祉部高齢介護課長	●			高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	●	
17	健康福祉局福祉部包括支援担当課長	●	●	●	地域包括支援センターに関すること	●	●
18	健康福祉局法人指導・障害福祉担当法人指導課長	●			社会福祉時法人への指導監督、法人への研修	●	
19	健康福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉政策担当課長	●			尼崎市障害者計画・障害福祉計画	●	
20	健康福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉課長			●	地域活動支援センター		
21	健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課長	●	●	●	権利擁護等	●	●
23	健康福祉局南部保健福祉センター南部保護第1担当課長		●		生活保護		●
24	健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課長	●	●	●	生活困窮者自立支援事業	●	●
25	健康福祉局南部保健福祉センター南部障害者支援課長		●		障害者支援		●
26	健康福祉局保健南部福祉センター南部地域保健課長	●	●		地域保健		●
27	保健担当局保健所健康増進課長	●			地域保健医療計画	●	
28	保健担当局保健所疾病対策課長		●		にも包括、精神保健		
29	保健担当局保健所生活衛生課長		●		動物愛護センター		
30	こども青少年局こども福祉課長		●	●	つどいの広場事業		●
31	こども青少年局こども青少年部こども青少年課長	●		●	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)、こどもコミュニティーサーフィン	●	
32	こども青少年局子どもの育ち支援センターいくしあ推進課長		●		発達相談		
33	こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課長	●	●		要保護児童対策地域協議会	●	●
34	経済環境局経済部経済活性課長	●			起業家の育成及び支援等(ソーシャルビジネスのフレームづくり)	●	
35	経済環境局経済部じごと支援課長		●		就労支援		●
36	都市整備局住宅部住宅政策課長	●			尼崎市住まいと暮らしのための計画	●	
37	都市整備局住宅部住宅管理担当課長		●		市営住宅に関すること		●
38	公営企業局上下水道部お客様サービス課長		●		ライフラインに関すること(水道)		●
39	教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課長		●		スクールソーシャルワーカー		●
40	教育委員会事務局社会教育部社会教育課長	●		●	地域学校協働本部	●	